

## 明治4年の銀行論争と国立銀行

同志社大学 鹿野嘉昭

明治5年11月の国立銀行条例の公布を得て、ここにわが国の近代銀行制度の礎が築かれた。新たに設けられた国立銀行は民間が出資・経営する株式会社組織の金融機関として位置づけられ、預金・貸出の取り扱いに加えて、法貨と同様の決済手段として流通する兌換銀行券を発行することが認められた。この国立銀行の創設に際しては明治4年、ともに大蔵官僚であった伊藤博文と吉田清成との間で「明治4年の銀行論争」と称される激しい論争があったことが知られている。この論争については同年11月、大蔵大輔の職にあった井上馨が最終判断を下し、伊藤が提案したアメリカの国法銀行制度を範とした国立銀行制度が日本に導入されることになった。吉田が提案したのはイギリスの正金銀行であった。

明治初期の銀行史に関しても、数多くの研究が公表されている。しかし、明治4年の銀行論争において伊藤博文と吉田清成が銀行制度のあり方や銀行券流通、経済・財政と銀行との関係をめぐってどのように対立していたのかとか、井上馨がどのような観点から裁定を下したのか、といった点に関して十分明確な回答を提示した研究は、管見の限り、見受けられない。そうした状況下、現在のところ、伊藤・吉田論争がどのようなかたちで決着したのかには触れないまま、伊藤が自説に固執したため、井上が国法銀行制度を軸として当該銀行が発行する銀行券に正金兌換を課すという折衷案を提示して妥協を図ったという捉え方が通説として広く受け入れられている。

このような研究動向を踏まえ本報告では、明治4年の銀行論争を振り返り、国立銀行制度の創設をめぐる経緯や背景について改めて検討することにした。その結果、伊藤博文が自説を曲げずにアメリカ流の国法銀行制度の導入を強く主張したため、伊藤案が採用されたとする通説とは異なる、次のような従来にない知見を導くことができた。

すなわち、第1に、当時の大蔵省での上司であった大隈重信や井上馨と伊藤博文は対立関係にあったという説には首肯できない。大隈や井上が伊藤の建議に対して慎重な見方を堅持していたのはアメリカの金融制度への理解が十分でなかったためであり、それゆえ、帰国後に協議することにしたのである。第2に、明治4年7月の三井金券銀行の設立許可は財源確保を目的としたものであった。この隠された狙いを伊藤博文が鋭く批判したため、許可は8月末に急遽取り消されるとともに、新たな銀行制度をアメリカの国法銀行制度を範としてつくることになったのである。第3に、伊藤博文が自らの主張に固執したのは三井金券銀行の設立許可が取り消されるまでであり、その後、11月に国立銀行制度の創設が正式に決まるまではとくに目立った動きはみられない。銀行論争はむしろ、イギリス流の正貨兌換を吉田が強硬に主張し続けたために生じたといえる。